

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付に関する事務取扱要領

財団法人 日本環境協会

平成21年6月26日 制定

平成21年11月30日 一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この事務取扱要領は、財団法人日本環境協会（以下「協会」という。）において、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付事業実施要領（平成21年6月26日付け環政経第090626002号環境省総合環境政策局長通知、以下「実施要領」という。）及び京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱（平成21年6月26日付け日環協第355号、以下「交付要綱」という。）による利子補給金交付に関する事務の取扱いを定めるものである。

(用語)

第2条 この事務取扱要領において使用する用語は、特に定めのない限り協会の寄附行為第8条の2に規定する業務方法書、実施要領及び交付要綱において使用する用語の例による。

第2章 利子補給金交付の事前手続

(協定書の締結)

第3条 協会は、融資機関との間で利子補給金の交付に関する事務について協定書（別紙）を締結する。

第3章 利子補給金の交付手続

(貸付計画書の提出)

第4条 協会は、利子補給金交付の対象となる貸付について、融資機関に対して利子補給金の当該貸付に係る利子補給金貸付計画書（様式：1）を提出させる。

2 前項に基づく貸付計画書の提出期限は、原則として融資機関と交付希望事業者が金銭消費貸借契約を締結する日の7日前の日とする。

3 協会は、融資機関に対して第1項の貸付計画書とともに当該貸付に係る事業計画書（様式：1；別紙-1）、利子交付予定表（様式：1；別紙-2）及び交付希望事業者の申請書類等必要な書類を併せて提出させる。

(利子補給金交付方針の決定)

第 5 条 協会は、前条の貸付計画書を受理したときは、速やかに審査を行う。

2 協会は、前項の審査をする際は、次に掲げる事項について十分検討し、利子補給金の交付または不交付の方針を決定するとともに、その結果を融資機関に通知する。

(1) 資金使途の妥当性

(2) 事業計画の妥当性

(3) 融資機関の貸付条件等の妥当性

3 前項に基づく協会の融資機関への通知は、利子補給金交付・不交付方針決定通知書(様式:2)をもって、融資機関と交付希望事業者が金銭消費貸借契約を締結する日の前日までに行う。

4 利子補給金交付の最終決定は、第 6 条に規定する利子補給金交付申請書の提出を待って行う。

(利子補給金交付申請書の提出)

第 6 条 協会は、融資機関が交付希望事業者を代理して利子補給金の交付申請を行うときは、利子補給金交付申請書(様式:3)のほか利子交付予定表(様式:3;別紙-1)、交付希望事業者から提出された交付要綱第 2 に規定する誓約書(様式:3-2;別紙-1 又は別紙-2)及び利子補給金交付手続き等に関する委任状(様式:4)の写しを提出させる。

2 前項の利子補給金交付申請書は、融資機関と交付希望事業者が金銭消費貸借契約を締結後速やかに提出するものとする。

(利子補給金交付申請書の審査)

第 7 条 協会は、前条の利子補給金交付申請書を受理したときは、速やかに審査を行う。

(利子補給金の交付決定)

第 8 条 協会は、交付申請書の内容が第 5 条の規定に基づく交付方針の決定内容に適合しており、利子補給金の交付対象として適当と認められ、利子補給金の交付を決定したときは、融資機関に及び交付希望事業者に利子補給金交付決定通知書(様式:5)を交付する。

2 協会は、前条の審査において適正な交付を行うため必要があると認めたときは、当該申請に係る事項に変更を加えまたは条件を付する。

(利子補給金の交付の拒絶)

第 9 条 協会は、第 7 条の審査の結果、資金使途の妥当性等が適当でないと認められ、利子補給金の不交付を決定したときは、融資機関及び交付希望事業者に利子補給金不交付決定通知書(様式:6)を交付する。

(利子補給金交付請求予定一覧表の提出)

第 10 条 協会は、融資機関に対して利子補給金の交付時期ごとの交付予定について、利子補給

金交付請求予定一覧報告書（様式：7）及び利子補給金交付請求予定一覧表（様式：7；別紙 - 1）を提出させる。

- 2 前項の利子補給金交付請求予定一覧表の提出期限は、単位期間ごとに2月10日または8月10日とする。ただし、7月11日から9月10日まで、または1月11日から3月10日までの期間になされた貸付に係る第1回利子補給金請求予定一覧表の提出期限は、それぞれ翌単位期間の2月10日または8月10日とすることができる。

（利子補給金の交付予定額の通知）

第11条 協会は、前条の交付請求予定一覧表を受領したときは、その内容を交付決定の内容と対照のうえ、融資機関に利子補給金交付予定額通知書（様式：8）及び利子補給金交付予定額通知書（内訳明細表）（様式：8；別紙 - 1）を交付する。

（事業実績報告）

第12条 協会は、融資機関に対して単位期間満了の日までに利子補給の対象となる貸付に係る事業の実施状況及び利子の受入れ状況に関する利子補給金実績報告書（様式：9）を提出させる。

- 2 前項における実績報告書には利子交付状況表（様式：9；別紙 - 1）を併せて提出させる。

（利子補給金の額の確定）

第13条 協会は、前条の報告書を受領したときには、速やかに審査する。

- 2 協会は、前条の審査をするに際しては、既に提出を受けている利子補給金交付申請書の記載内容どおりに事業が実施され、利子が受入れられていることを確認する。
- 3 協会は、既に提出を受けている利子補給金交付申請書及び実績報告書に基づいて利子補給金の額を算出し、確定する。
- 4 協会は、前項に基づいて確定した利子補給金の額を利子補給金額確定通知書（様式：10）及び利子補給金額確定通知書（内訳明細表）（様式：10；別紙 - 1）により融資機関に通知する。

（利子補給金の交付請求）

第14条 協会は、融資機関が前条に基づいて利子補給金の交付を受けようとするときは、協会に対して単位期間の満了ごとに利子補給金の交付請求を行なわせる。

- 2 前項に基づく融資機関の請求は、利子補給金交付請求書（様式：11）及び利子補給金交付請求書（内訳明細表）（様式：11；別紙 - 1）をもって行う。

（利子補給金の交付）

第15条 協会は、前条の請求書に基づいて原則として各単位期間満了の日に融資機関に対して利子補給金の交付を行う。

2 協会は、原則として利子補給金は融資機関に対し直接振込により交付を行う。

(利子補給補給金の利息充当及び受領確認)

第 16 条 融資機関は、前条により協会が交付をした利子補給金について、交付対象事業者の利息に充当し、交付対象事業者に対して利子補給金利息充当通知書 (様式 : 12) を交付する。

2 融資機関は、前項による利子補助金の利息充当について、交付対象事業者から受領した旨の確認を受けたときは、速やかに協会に対して利子補給金受領確認書 (様式 : 13) を提出する。

第 4 章 利子補給金交付期間中の事務手続

(決定内容の変更)

第 17 条 協会は、金融情勢の変化等の理由により第 8 条の交付の決定内容を変更するときは、融資機関及び交付希望事業者に利子補給金交付決定内容変更通知書 (様式 : 14) を交付させる。

(貸付条件等の変更)

第 18 条 協会は、融資機関が利子補給の対象となる貸付について利子補給金交付申請書の貸付条件等を変更しようとするときは、融資機関に対して利子補給金貸付条件等変更承認申請書 (様式 : 15)、事業計画変更書 (様式 : 15 ; 別紙 - 1) 及び利子交付実績・変更予定表 (様式 : 15 ; 別紙 - 2) を提出させる。

(貸付条件の変更審査)

第 19 条 協会は、前項の申請書を受理したときには速やかに審査する。

2 協会は、前項の審査を行うに際して、次に掲げる事項について十分に検討し、貸付条件等の変更の諾否を決定する。

- (1) 貸付条件等変更事由の妥当性
- (2) 変更後の資金用途の妥当性
- (3) 変更後の事業計画の妥当性
- (4) 変更後の貸付条件等の妥当性

(貸付条件等の変更承諾等)

第 20 条 協会は、前条の審査に基づき変更後の貸付条件等が引き続き交付対象事業者貸付として適当と認められ、貸付条件等変更の承認をしたときは、融資機関及び交付対象事業者に利子補給金貸付条件等変更承認書 (様式 : 16) を交付する。

2 協会は、前条の審査に基づき変更後の貸付条件等が交付対象貸付としては不適当と認められ、貸付条件等の変更を拒絶するときは、融資機関及び交付対象事業者に利子補給金貸付条件等変

更拒絶書（様式：17）を交付する。

（事業状況の報告）

第 21 条 協会が必要と認めるときは、融資機関に対し利子補給の対象となる貸付に係る事業の実施状況及び利子の受入れ状況について報告を求める。

- 2 協会は前項に基づいて、融資機関に対して利子補給金事業状況報告依頼書（様式：18）に報告期限を付して交付する。
- 3 前項に規定する報告期限は、原則として事業状況報告依頼書の交付の日から 1 か月後の応答日とする。
- 4 協会は、第 2 項の事業状況報告依頼書に利子補給金事業状況報告書（様式：19）、事業状況報告書（様式：19；別紙 - 1）及び利子交付実績・報告表（様式：19；別紙 - 2）を併せて交付し、報告期限までに報告を求める。
- 5 交付対象事業者が融資機関に対して誓約する事項について、協会が要求したとき、又は交付対象事業者が誓約内容を達成したときは、融資機関は、遅滞なく、利子補給金事業効果報告書（様式：20）を協会に提出しなければならない。
- 6 協会は、交付対象事業者からの委任を受けて融資機関から前項に定める誓約を達成した旨の効果報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じ交付対象事業者に対して現地調査等を行い、誓約内容の達成を認めたときは、利子補給金事業効果報告書の承認通知書（様式：21）を融資機関に送付するものとする。

（利子補給金の経理等）

第 22 条 協会は、交付対象事業者に対して協会から受入れた利子補給金の経理について他の経理と明確に区分して行わせる。

- 2 協会は前項に基づいて、交付対象事業者に対して区分した経理について帳簿を備えさせるとともに受入状況を記録させ、当該帳簿及び協会から受領した書類・その他の証拠書類を利子補給期間終了日から 5 年間保管させる。

（調査等）

第 23 条 協会が必要と認めるときは、交付対象事業者に対し必要な報告を求め、また、帳簿・書類等の閲覧等の調査を行う。

- 2 協会が必要と認めるときは、利子補給金の交付対象となった資金について、融資機関の同意を得たうえ、その有する書類等の閲覧、貸付の経緯の聴取等を行う。

（利子補給金交付の取消）

第 24 条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付を取消するとともに交付対象事業者及び融資機関に通知する。

交付対象事業者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく協会の処分若しくは指示に違反した場合。

交付対象事業者が、補給金を交付対象事業以外の用途に使用した場合。

交付対象事業者が、交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

交付対象事業者が利子補給金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき
融資機関が繰上償還の請求を行ったとき

交付対象事業者が協会に対して誓約した内容を達成できなかった場合（やむを得ない特段の事情があると協会が認めた場合を除く）

前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

- 2 前項に基づく協会の融資機関及び交付対象事業者への通知は、利子補給金交付取消通知書（様式：22）をもって行う。

（利子補給金交付の返還）

第 25 条 協会は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補給金が交付されているときは、交付対象事業者に対して期限を付して当該補給金の全部又は一部の返還を、利子補給金返還請求書（様式：23）により請求を行う。交付対象事業者に返還請求を行う場合は、利子補給金返還請求通知書（様式：24）を融資機関に通知する。

- 2 協会は、前項の返還を命ずる場合は、前条第 1 項 6 号及び 7 号に規定する場合を除き、その命令に係る補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補給金（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて求めるものとする。なお、加算金の全部又は一部が納付されていない場合においては、交付対象事業者に対して、利子補給金延滞金請求書（様式：25）により請求を行う。交付対象事業者に延滞金請求を行う場合は、利子補給金延滞金請求通知書（様式：26）を融資機関に通知する。

- 3 前 2 項の補給金の返還及び加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、交付対象事業者はその未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。

(別紙)

協 定 書

財団法人 日本環境協会(以下「甲」という。)と____(融資機関名)(以下「乙」という。)は、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱(平成21年6月26日付け日環協第355号)に基づく利子補給金の交付に関する事務について、次のとおり協定する。

(利子補給金の交付申請等の委任)

第1条 乙は、交付希望事業者から利子補給金の交付申請及び利子補給金の受領について、代理申請及び代理受領その他利子補給金交付に関する一切の手続きについての委任を受けるものとする。

(利子補給の対象貸付け)

第2条 甲が利子補給する乙の貸付金は、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第2に規定する貸付けとする。

(利子補給の対象となる貸付金の貸付条件)

第3条 甲が利子補給する乙の貸付金の貸付条件は、次に掲げるものとする。

(1) 貸付の形式

証書貸付

(2) 利払方法

原則として6か月ごとの後払い。

(3) 元本償還方法

原則として本制度施行前における融資に係る元本償還方法と同じ条件であること。

(4) 利率の条件

利子補給期間中は固定利率とする。また、原則として本制度施行前における融資に係る利率と同じ条件であること。

(5) 貸付の開始

貸付期間は平成22年3月31日までに開始すること。

(6) その他

会計検査院等の求めがある場合は、交付対象事業者の審査等の執行に関する資料を提出すること。

(利子補給率)

第4条 利子補給率は、融資機関から京都議定書目標達成特別支援無利子融資事業に係る融資を受けた当該借入金残高の年利3%(無利子相当を上限)とする。

2 甲は、金融情勢の変化その他相当の理由があるときは、前項の利子補給率を変更することができる。

(利子補給期間)

第5条 乙の貸付金に対する甲の利子補給期間は、3年間(貸付の償還期間を上限)とする。

(利子補給金の交付時期)

第6条 甲が乙に交付を行う利子補給金の額は、原則として3月11日から9月10日までの期間及び9月11日から翌年3月10日までの期間のそれぞれ(以下「単位期間」という。)ごとに当該貸付元本残高に利子補給率を乗じて算出(年365日の日割計算とする。以下同じ。)し、単位期間ごとに利子補給金を交付する。

(利子補給金の交付期日)

第7条 甲が乙に交付を行う利子補給金の交付期日は、各単位期間の満了の日とする。

(利子補給金交付の取消等)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付の全部、若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとし、交付対象事業者及び乙に京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付取消通知書を交付するものとする。

交付対象事業者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく甲の処分若しくは指示に違反した場合。

交付対象事業者が、補給金を交付対象事業以外の用途に使用した場合。

交付対象事業者が、交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合。

交付対象事業者が利子補給金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき。

乙が繰上償還の請求を行ったとき。

交付対象事業者が甲に対して誓約した内容を達成できなかった場合(やむを得ない特段の事情があると甲が認めた場合を除く)。

前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 甲は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補給金が交付されているときは、交付事業対象者に対して期限を付して当該補給金の全部又は一部の返還を京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金返還請求書により請求を行う。交付対象事業者に返還請求を行う場合は、その旨乙に通知する。

3 甲は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第6号及び第7号に規定する場合を除き、その命令に係る補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補給金(その一部を納付

した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて求めるものとし、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金延滞金請求書により請求を行う。交付対象事業者に延滞金請求を行う場合は、その旨を乙に通知する。

- 4 第 2 項及び第 3 項の補給金の返還並びに加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、交付対象事業者はその未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。

(調査)

第 9 条 甲は、必要があると認めた場合は、利子補給金の対象となった資金について、乙の同意を得た上、その有する書類等の閲覧、貸付けの経緯の聴取等を行うことができる。

(手続)

第 10 条 この協定による利子補給金交付に関する手続きは京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付に関する事務取扱要領に定めるところにより、その内容を遵守する。

(協議)

第 11 条 この協定書に定めのない事項及び協定書の内容の変更については、甲と乙が協議して決定する。

(協定書の所持)

第 12 条 この協定書は、2 通作成し、甲乙各自 1 通を所持する。

平成 年 月 日

住所 東京都中央区日本橋馬喰町 1 丁目 4 番 16 号

甲 財団法人 日本環境協会

理事長 渡辺 修

住所

乙

(様式：1)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会
理事長 殿

住 所
融資機関名
代表者名 _____ 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付貸付計画書

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第2に規定する温暖化対策に係る環境配慮型融資の決定を行いましたので貸付計画について、下記のとおり提出します。

記

交付希望事業者名		
貸付予定年月日	平成 年 月 日	
貸付予定金額	金 円	
資金使途	(温暖化対策に係る環境配慮型融資事業)	
貸付条件	償還期限	平成 年 月 日
	償還方法	
	利率	年 %
	利子補給金総見込額	金 円

(注1) 事業計画書(様式:1;別紙-1)を添付して下さい。

(注2) 利子補給金総見込額については、利子交付予定表(様式:1;別紙-2)を添付して下さい。

(注3) 会社概要のわかる資料を添付して下さい。

平成 年 月 日提出

財団法人 日本環境協会 理事長 殿

住所
融資機関名
代表者名

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付事業 事業計画書

利子補給金交付に関する事務取扱要領第4条3項に基づき、下表のとおり貸付対象者の誓約について提出いたします。

記

交付対象事業者		
本社所在地		
業種		
貸付契約日		
貸付契約金額		
資金使途		
上記資金使途の明細		工事地点 工事期間 H / ~ H / 設備等
貸付条件	償還期限	
	償還方法	
	契約利率	
	利子の支払方法	
	利子補給金総見込額(詳細別紙)	

【CO2排出量の推移計画】

～ の数値、過ぎた年度の数値は実績を記載します。

	19年度実績	20年度(実績・計画)	21年度計画	22年度計画	23年度計画	24年度計画	25年度計画	26年度計画
CO2排出量(万t-CO2)								
原単位算出分母(売上高、生産数量等)【単位】								
CO2排出原単位【 ÷ 】								
CO2排出量削減率								
CO2排出原単位削減率	-							
計画の対象範囲								
CO2誓約内容 (3年以内に6%以上原単位改善若しくは削減 又は 5年以内に10%以上原単位改善若しくは削減)	【例示】 平成24年度までにCO2排出原単位を19年度比で10%以上削減する。							
上記を達成するための方策	【例示】 都市ガス使用の小型貫流ボイラーへの転換、嫌気排水処理の導入拡大によるバイオガスの利用等の設備的な対応に加え、用水削減プロジェクトや、排水処理設備の運転管理向上などの省エネ活動でCO2排出削減に取り組む。							
資金使途による排出CO2削減効果等	【例示】 従前設備に対して % (t)CO2削減効果が見込まれる。							

利 子 交 付 予 定 表

交付希望事業者名： _____

貸付契約予定日：平成 年 月 日

貸付契約金額：金 円

利子交付 年 月 日	(A) 貸付残高	期 間		(B) 日 数	(C) 貸付契約利率	(D) 利子補給率	(E)=C-D 実質利率	A×B×D/365 利子補給金 見 込 額	A×B×E/365 交付希望事業者 利子支払予定額
		自	至						
年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	%	%	円	円
年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	%	%	円	円
年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	%	%	円	円
年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	%	%	円	円
年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	%	%	円	円
年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	%	%	円	円
年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	%	%	円	円
年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	%	%	円	円
年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	%	%	円	円
							合 計	円	円

(注1) 利払期日は9月10日または3月10日とし、7月11日から9月10日まで、または1月11日から3月10日までの期間になされた貸付に係る第1回利子補給金請求予定一覧表の提出期限は、それぞれ翌単位期間の2月10日または8月10日とすることができる。

(注2) 円未満切捨てとする。

(様式：2)

第 号
平成 年 月 日

融資機関名
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付・不交付方針決定通知書

平成 年 月 日付提出の____(交付希望事業者)の貸付計画書について審査した結果、(交付・不交付)の方針を決定したので通知いたします。

(様式：3)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会
理事長 殿

住 所
融資機関名
代表者名 _____ 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付申請書

上記利子補給金の交付を受けたいので、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第9に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 交付対象事業の目的及び概要
2. 利子補給金交付申請額
3. 交付対象事業の開始及び終了(予定)年月日
(始期) 平成 年 月 日
(終期) 平成 年 月 日

4. 交付対象事業の内容

交付希望事業者名	
貸付契約日	平成 年 月 日
貸付契約金額	金 円
貸付残高	金 円
利子補給金額	金 円
算出の基礎	

(注)利子補給金の交付手続き等に関する委任状(交付要綱第10)の写しを添付して下さい。

利 子 交 付 予 定 表

交付希望事業者名： _____

貸付契約日：平成 年 月 日

貸付契約金額：金 円

利子交付 年 月 日	(A) 貸付残高	期 間		(B) 日 数	(C) 貸付契約利率	(D) 利子補給率	(E)=C-D 実質利率	A×B×D/365 利子補給金 見 込 額	A×B×E/365 交付希望事業者 利子支払予定額
		自	至						
年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	%	%	円	円
年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	%	%	円	円
年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	%	%	円	円
年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	%	%	円	円
年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	%	%	円	円
年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	%	%	円	円
年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	%	%	円	円
年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	%	%	円	円
年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	%	%	円	円
							合 計	円	円

(注3) 利払期日は9月10日または3月10日とし、7月11日から9月10日まで、または1月11日から3月10日までの期間になされた貸付に係る第1回利子補給金請求予定一覧表の提出期限は、それぞれ翌単位期間の2月10日または8月10日とすることができる。

(注4) 円未満切捨てとする。

(様式：3 - 2 ; 別紙 - 1)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会
理事長 渡 辺 修 殿

住 所
交付希望事業者名
代 表 者 名 印

誓 約 書

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第2
の規定に基づき、下記のとおり京都議定書目標達成特別支援無利子
融資利子補給金の交付について誓約いたします。

記

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金の交付を
受けた日から「3年以内の間に二酸化炭素排出原単位6%改善
又は二酸化炭素排出量6%削減」いたします。

(様式：3 - 2 ; 別紙 - 2)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会
理事長 渡 辺 修 殿

住 所
交付希望事業者名
代 表 者 名 印

誓 約 書

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第2
の規定に基づき、下記のとおり京都議定書目標達成特別支援無利子
融資利子補給金の交付について誓約いたします。

記

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金の交付を受
けた日から「5年以内の間に二酸化炭素排出原単位10%改善又
は二酸化炭素排出量10%削減」いたします。

融資機関名

代表者名 殿

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付手続き等に関する委任状

当社は、____(金融機関名)との平成 年 月 日付け金銭消費貸借契約に基づく下記の借入金について、財団法人日本環境協会が行う京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付事業の利子補給の交付を受けたいので、____(金融機関名)を代理人と定め、利子補給金交付申請、利子補給金の受領、利子補給金の利息充当等利子補給金交付に係る一切の権限を委任します。

記

融 資 機 関 名	
借入契約金額	金 円
資 金 使 途	
償 還 期 限	平成 年 月 日
貸 付 利 率	年 %
利 子 補 給 率	年 %

平成 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

印

(様式：5)

第 号
平成 年 月 日

融資機関名
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付決定通知書

下記交付希望事業者からの利子補給金交付申請については、下記の条件で利子補給金の交付を決定したので通知します。

記

交 付 決 定 日	平成 年 月 日
交 付 希 望 事 業 者 名	
貸 付 契 約 日	平成 年 月 日
貸 付 契 約 金 額	金 円
利 子 補 給 率	年 %
利 子 補 給 金 額	金 円
利 子 補 給 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

[条件]

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱に定める事項を遵守すること。

(様式：5)

第 号
平成 年 月 日

交付希望事業者名
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付決定通知書

貴社の委任を受けた下記融資機関からの利子補給金交付申請については、下記の条件で利子補給金の交付を決定したので通知します。

記

交 付 決 定 日	平成 年 月 日
融 資 機 関 名	
貸 付 契 約 日	平成 年 月 日
貸 付 契 約 金 額	金 円
利 子 補 給 率	年 %
利 子 補 給 金 額	金 円
利 子 補 給 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

[条件]

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱に定める事項を遵守すること。

(様式 : 6)

第 号
平成 年 月 日

融資機関名
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金不交付決定通知書

下記交付希望事業者からの利子補給金交付申請については、審査の結果、利子補給金の交付は行わないことに決定したので通知します。

記

不 交 付 決 定 日	平成 年 月 日
交 付 対 象 事 業 名	
貸 付 契 約 日	平成 年 月 日
貸 付 契 約 金 額	金 円

[不交付理由]

(様式 : 6)

第 号
平成 年 月 日

交付希望事業者名
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金不交付決定通知書

貴社の委任を受けた下記融資機関からの利子補給金交付申請については、審査の結果、利子補給金の交付は行わないことに決定したので通知します。

記

不 交 付 決 定 日	平成 年 月 日
融 資 機 関 名	
貸 付 契 約 日	平成 年 月 日
貸 付 契 約 金 額	金 円

[不交付理由]

(様式：7)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会
理事長 殿

住 所

融資機関名

代表者名 _____ 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付請求予定一覧報告書

別紙 - 1 の資金については、既に利子補給金交付決定済のものであり、利子補給金交付に関する事務取扱要領第 10 条の規定に基づき、利子補給金交付請求額等について報告します。

利子補給金交付請求予定一覧表

利子補給金交付予定日：平成 年 月 日

原 契 約 内 容		請 求 予 定 内 容	
交付対象事業者名	貸付契約年月日 平成 年 月 日	貸付残高	円
(第 回)	貸付契約金額 円	期 間	自：平成 年 月 日
	資金使途		至：平成 年 月 日
		利子補給率	%
		交付請求予定額	円
交付対象事業者名	貸付契約年月日 平成 年 月 日	貸付残高	円
(第 回)	貸付契約金額 円	期 間	自：平成 年 月 日
	資金使途		至：平成 年 月 日
		利子補給率	%
		交付請求予定額	円
交付対象事業者名	貸付契約年月日 平成 年 月 日	貸付残高	円
(第 回)	貸付契約金額 円	期 間	自：平成 年 月 日
	資金使途		至：平成 年 月 日
		利子補給率	%
		交付請求予定額	円

(様式：8)

第 号
平成 年 月 日

融資機関名
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付予定額通知書

平成 年 月 日付利子補給金交付請求予定一覧表について審査したところ、別紙
- 1 に記載する貸付について利子補給金交付対象として適当であると認められるので、利子
補給金交付予定額を通知いたします。

(様式 : 8 ; 別紙 - 1)

利子補給金交付予定額通知書
(内 訳 明 細 表)

利子補給金交付予定日 : 平成 年 月 日

回 数	交付対象事業者名	(A) 貸付残高	期 間		(B) 日 数	(C) 利子補給率	A×B×C/365 利子補給金 交付予定額
			自	至			
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
						合 計	円

(様式：9)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会
理事長 殿

住 所

融資機関名

代表者名 _____ 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった上記利子補給金に係る実績について京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第16の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付対象事業の内容及び効果

(1) 内容

(2) 効果

2. 交付対象事業の内容

交付対象事業者名	
貸付契約日	平成 年 月 日
貸付契約金額	金 円
貸付残高	金 円
利子補給金額	金 円
算出の基礎	

利 子 交 付 状 況 表

利子補給金交付予定日：平成 年 月 日

回 数	交付対象事業者名	(A) 貸付残高	期 間		(B) 日 数	(C) 利子補給率	A×B×C/365 利子補給金 交付予定額
			自	至			
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
						合 計	円

(様式：10)

平成 年 月 日

融資機関名

代表者名 殿

財団法人 日本環境協会

理事長

印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金額確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金実績報告書について、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第17の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記のとおり利子補給の額を確定したので通知する。

記

確定額

金

円

利 子 補 給 金 額 確 定 通 知 書
(内 訳 明 細 表)

利子補給金交付予定日 : 平成 年 月 日

回 数	交付対象事業者名	(A) 貸付残高	期 間		(B) 日 数	(C) 利子補給率	A×B×C/365 利子補給金 交付予定額
			自	至			
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
						合 計	円

(様式：11)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会
理事長 殿

住 所
融資機関名
代表者名 _____ 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって補給金の額の確定通知のあった上記利子補給金について、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第18の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補給金請求額 金 円

2. 振込先

銀 行 名	
支 店 名	
預 金 の 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義	

利子補給金交付請求書
(内訳明細表)

利子補給金交付予定日：平成 年 月 日

回数	交付対象事業者名	(A) 貸付残高	期間		(B) 日数	(C) 利子補給率	A×B×C/365 利子補給金 交付予定額
			自	至			
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
						合計	円

(様式：12)

平成 年 月 日

交付対象事業者名

代表者名 殿

住 所

融資機関名

代表者名 _____ 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金利息充当通知書

財団法人日本環境協会からの貴社に対する利子補給金を受領し、下記のとおり約定利息に充当したので通知します。

記

利子補給金受領日	平成 年 月 日
利子補給金受領額	金 円
払込期日	平成 年 月 日
利子補給金利息充当額	金 円

(様式：13)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会
理事長 殿

住 所
融資機関名
代表者名

印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金受領確認書

財団法人日本環境協会からの利子補給金について、交付対象事業者からの利息充当についての確認を受けたので通知します。

記

交付対象事業者名	利子補給金受領日	利子補給金受領額	利子補給期間
	平成 年 月 日	金 円	自:平成 年 月 日 至:平成 年 月 日

(様式 : 1 4)

第 号
平成 年 月 日

融資機関名
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付決定内容変更通知書

平成 年 月 日付けで決定した下記利子補給については、変更後の欄に示すとおり決定内容を変更したので通知します。

記

	変 更 前	変 更 後
交 付 決 定 日	平成 年 月 日	
貸 付 年 月 日	平成 年 月 日	
交 付 対 象 事 業 者 名		
貸 付 契 約 金 額	金	円
利 子 補 給 率		
利 子 補 給 期 間		

[変更理由]

(様式 : 1 4)

第 号
平成 年 月 日

交付対象事業者名
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付決定内容変更通知書

平成 年 月 日付けで決定した下記利子補給については、変更後の欄に示すとおり決定内容を変更したので通知します。

記

	変 更 前	変 更 後
交 付 決 定 日	平成 年 月 日	
貸 付 年 月 日	平成 年 月 日	
融 資 機 関 名		
貸 付 契 約 金 額	金	円
利 子 補 給 率		
利 子 補 給 期 間		

[変更理由]

(様式：15)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会
理事長 殿

住 所
融資機関名
代表者名 _____ 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金貸付条件等変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった上記利子補給金に係る交付対象事業の変更等について、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第13の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

交付対象事業者名		
貸付契約金額	金 円	
貸付契約日	平成 年 月 日	
貸付条件等変更日	平成 年 月 日	
変更事項	変更前	変更後

財団法人 日本環境協会 理事長 殿

平成 年 月 日提出

住所
融資機関名
代表者名

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付事業 事業計画変更書

利子補給金交付に関する事務取扱要領第18条1項に基づき、下表のとおり事業計画について変更がありましたので提出いたします。

記

交付対象事業者		
本社所在地		
業種		
貸付契約日		
貸付契約金額		
資金使途		
上記資金使途の明細		工事地点 工事期間 H / ~ H / 設備等
貸付条件	償還期限	
	償還方法	
	契約利率	
	利子の支払方法	
	利子補給金総見込額(詳細別紙)	

【CO2排出量の推移計画】

～ の数値、過ぎた年度の数値は実績を記載します。

	19年度実績	20年度(実績・計画)	21年度計画	22年度計画	23年度計画	24年度計画	25年度計画	26年度計画
CO2排出量(万t-CO2)								
原単位算出分母(売上高、生産数量等)【単位】								
CO2排出原単位【 ÷ 】								
CO2排出量削減率								
CO2排出原単位削減率	-							
計画の対象範囲								
CO2誓約内容 (3年以内に6%以上原単位改善若しくは削減又は5年以内に10%以上原単位改善若しくは削減)	【例示】 平成24年度までにCO2排出原単位を19年度比で10%以上削減する。							
上記を達成するための方策	【例示】 都市ガス使用の小型貫流ボイラーへの転換、嫌気排水処理の導入拡大によるバイオガスの利用等の設備的な対応に加え、用水削減プロジェクトや、排水処理設備の運転管理向上などの省エネ活動でCO2排出削減に取り組む。							
資金使途による排出CO2削減効果等	【例示】 従前設備に対して % (t)CO2削減効果が見込まれる。							

【変更理由】

利子交付実績・変更予定表

交付対象事業者名：_____

貸付契約日：平成 年 月 日

貸付契約金額：金 円

貸付条件等変更日：平成 年 月 日

回数	利子交付 年月日	(A) 対象貸付金 残高	期 間		(B) 日数	(C) 貸付契約 利率	(D) 利子 補給率	(E)=C-D 実質利率	A × B × D / 365 利子補給金 実績額・予定額	A × B × E / 365 交付対象事業者 利子支払実績額・予定額
			自	至						
第 回	年月日	円	年月日	年月日	日間	%	%	%	円	円
第 回	年月日	() 円	() 年月日	() 年月日	() 日間	() %	() %	() %	() 円	() 円
第 回	年月日	() 円	() 年月日	() 年月日	() 日間	() %	() %	() %	() 円	() 円
第 回	年月日	() 円	() 年月日	() 年月日	() 日間	() %	() %	() %	() 円	() 円
第 回	年月日	() 円	() 年月日	() 年月日	() 日間	() %	() %	() %	() 円	() 円
第 回	年月日	() 円	() 年月日	() 年月日	() 日間	() %	() %	() %	() 円	() 円
								合 計	() 円	() 円

(注1) 利子交付実績は第1回より記入し、変更が生じた回数欄は前期の単位期間の満了の翌日から変更の生じた日までの期間と、変更の生じた日の翌日から当期の単位期間満了の日までに区分して記入して下さい。

(注2) 次期以降については、貸付条件等変更前の貸付条件及び利子交付予定額を上段のカッコ内に記入し、変更後の貸付条件及び利子交付予定額を下段に記入して下さい。

(注3) 円未満切り捨てとする。

(様式 : 1 6)

第 号
平成 年 月 日

融資機関名
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金貸付条件等変更承認書

平成 年 月 日付けで提出された貸付条件等変更承認申請書について審査した結果、変更後も利子補給金交付対象として適当と認められますので、引き続き利子補給金の交付対象貸付として承認いたします。

記

交 付 対 象 事 業 者 名	
貸 付 契 約 金 額	金 円
貸 付 契 約 日	平成 年 月 日
貸 付 条 件 等 変 更 日	平成 年 月 日
変 更 事 項	変 更 後 条 件

(様式 : 1 6)

第 号
平成 年 月 日

交付対象事業者名
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金貸付条件等変更承認書

平成 年 月 日付けで____(融資機関名)から提出された貸付条件等変更承認申請書について審査した結果、変更後も利子補給金交付対象として適当と認められますので、引き続き利子補給金の交付対象貸付として承認いたします。

記

貸付契約金額	金 円
貸付契約日	平成 年 月 日
貸付条件等変更日	平成 年 月 日
変更事項	変更後条件

(様式 : 17)

第 号
平成 年 月 日

融資機関名
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金貸付条件等変更拒絶書

平成 年 月 日付貸付条件等変更承認申請書について審査いたしましたが、変更後は利子補給金交付対象としては不相当と認められるので通知いたします。

記

交 付 対 象 事 業 者 名	
貸 付 契 約 金 額	金 円
貸 付 契 約 日	平成 年 月 日
貸 付 条 件 等 変 更 日	平成 年 月 日
[拒絶理由]	

(様式 : 17)

第 号
平成 年 月 日

交付対象事業者名
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金貸付条件等変更拒絶書

平成 年 月 日付で (融資機関名) から提出された貸付条件等変更承認申請書について審査いたしましたが、変更後は利子補給金交付対象としては不相当と認められるので通知いたします。

記

貸付契約金額	金 円
貸付契約日	平成 年 月 日
貸付条件等変更日	平成 年 月 日
[拒絶理由]	

(様式：18)

第 号
平成 年 月 日

融資機関名
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金事業状況報告依頼書

平成 年 月 日付貸付計画書に基づく下記京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第2に規定する貸付について、事業状況を別紙にて報告願います。

記

交付対象事業者名	
貸付契約金額	金 円
貸付契約日	平成 年 月 日

報告期限：平成 年 月 日

(様式：19)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会
理事長 殿

住 所
融資機関名
代表者名 _____ 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった上記利子補給金に係る交付対象事業の遂行状況について、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第15の規定に基づき、別添のとおり報告します。

記

交付対象事業者名	
貸付契約金額	金 円
貸付契約日	平成 年 月 日
交付対象事業の進捗状況	
誓約の達成状況 (CO2削減効果状況)	

利子補給金事業の事業状況は別紙 - 1、利子交付実績は別紙 - 2のとおりです。

財団法人 日本環境協会 理事長 殿

平成 年 月 日提出

住所
融資機関名
代表者名

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付事業 事業状況報告書

利子補給金交付に関する事務取扱要領第21条4項に基づき、下表のとおり提出いたします。

記

交付対象事業者		
本社所在地		
業種		
貸付契約日		
貸付契約金額		
資金使途		
上記資金使途の明細		工事地点 工事期間 H / ~ H / 設備等
貸付条件	償還期限	
	償還方法	
	契約利率	
	利子の支払方法	
	利子補給金総見込額(詳細別紙)	

【CO2排出量の推移計画】

～ の数値、過ぎた年度の数値は実績を記載します。

	19年度実績	20年度(実績・計画)	21年度計画	22年度計画	23年度計画	24年度計画	25年度計画	26年度計画
CO2排出量(万t-CO2)								
原単位算出分母(売上高、生産数量等)【単位】								
CO2排出原単位【 ÷ 】								
CO2排出量削減率								
CO2排出原単位削減率	-							
計画の対象範囲								
CO2誓約内容 (3年以内に6%以上原単位改善若しくは削減又は5年以内に10%以上原単位改善若しくは削減)	【例示】 平成24年度までにCO2排出原単位を19年度比で10%以上削減する。							
上記を達成するための方策	【例示】 都市ガス使用の小型貫流ボイラーへの転換、嫌気排水処理の導入拡大によるバイオガスの利用等の設備的な対応に加え、用水削減プロジェクトや、排水処理設備の運転管理向上などの省エネ活動でCO2排出削減に取り組む。							
資金使途による排出CO2削減効果等	【例示】 従前設備に対して % (t)CO2削減効果が見込まれる。							

利子交付実績・報告表

交付対象事業者名：_____

貸付契約日：平成 年 月 日

貸付契約金額：金 円

回数	利子交付 年月日	(A) 対象貸付金 残高	期間		(B) 日数	(C) 貸付契約 利率	(D) 利子 補給率	(E)=C-D 実質利率	A × B × D / 365 利子補給金 実績額・予定額	A × B × E / 365 交付対象事業者 利子支払実績額・予定額	
			自	至							
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	%	%	円	円	
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	%	%	円	円	
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	%	%	円	円	
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	%	%	円	円	
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	%	%	円	円	
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	%	%	円	円	
									合 計	円	円
									内実績額	円	円
									内予定額	円	円

(注1) 円未満切捨てとする。

(様式：20)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会
理事長 殿

住 所
融資機関名
代表者名 _____ 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金事業効果報告書

平成 年度より上記利子補給金を交付されている下記事業者について、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第2で求める二酸化炭素排出原単位の改善又は排出量の削減を達成したため、同要綱第16(2)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付対象事業者名

2. 誓約の達成状況 いずれか誓約している方を記載。

二酸化炭素排出原単位改善率： %
〔 基準年における二酸化炭素排出原単位（平成 年度実績値）：
達成年における二酸化炭素排出原単位（平成 年度実績値）： 〕

二酸化炭素排出量削減率： %
〔 基準年における二酸化炭素排出量（平成 年度実績値）：
達成年における二酸化炭素排出量（平成 年度実績値）： 〕

3. 上記2の根拠

（注）3は上記2の排出原単位又は排出量等が分かる根拠を記載。別添資料も可。

(様式：21)

平成 年 月 日

融資機関名

代表者名 殿

財団法人 日本環境協会

理事長

印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金事業効果報告書の承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった下記の事業者に係る京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金事業効果報告書の審査を行った結果、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第2で求める二酸化炭素排出原単位の削減に関する誓約を達成したものと認める。

記

(様式 : 2 2)

第 号
平成 年 月 日

融資機関名
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付取消通知書

下記利子補給金交付対象貸付は、利子補給金交付対象事業としては不相当と認められますので利子補給金の支給を取消いたします。ここに京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第 1 9 (1) の規定に基づき通知いたします。

記

交 付 対 象 事 業 者 名	
貸 付 契 約 日	平成 年 月 日
貸 付 契 約 金 額	金 円
資 金 使 途	
利 子 補 給 金 交 付 取 消 理 由	

(様式 : 2 2)

第 号
平成 年 月 日

交付対象事業者名
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付取消通知書

下記利子補給金交付対象貸付は、利子補給金交付対象事業としては不相当と認められますので利子補給金の支給を取消いたします。ここに京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第 1 9 (1) の規定に基づき通知いたします。

記

貸 付 契 約 日	平成 年 月 日
貸 付 契 約 金 額	金 円
資 金 使 途	
利 子 補 給 金 交 付 取 消 理 由	

(様式：23)

第 号
平成 年 月 日

交付対象事業者名
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金返還請求書

平成 年 月 日付け京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付取消
通知書に基づき、下記利子補給金について返還請求をいたします。ここに京都議定書目標達
成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第19(2)の規定に基づき通知いたします。

記

利子補給金額	金 円
当該金交付日	平成 年 月 日
返還請求期限	平成 年 月 日
加算金額	金 円
加算期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日(日間)
返還請求金額	金 円
振込先銀行名 支店名・預金の種別 口座番号・口座名義	

(様式：24)

第 号
平成 年 月 日

融資機関名
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金返還請求通知書

平成 年 月 日付け京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付取消通知書に基づき、____(交付対象事業者名)に対して、別紙のとおり、利子補給金について返還請求をいたしましたので、ここに京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第19(2)の規定に基づき通知いたします。

(様式：25)

第 号
平成 年 月 日

交付対象事業者名
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金延滞金請求書

平成 年 月 日付け京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金返還請求書に基づく返還請求金額が、返還請求期限までに返還されておりません。つきましては、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第19(3)の規定に基づき下記延滞金を併せて請求いたします。

記

返 還 請 求 金 額	金 円
返 還 請 求 期 限	平成 年 月 日
延 滞 金 料 率	年 10.95%
延 滞 金 試 算 期 間	自：平成 年 月 日 至：請求金返還日
振 込 先 銀 行 名 支 店 名 ・ 預 金 の 種 別 口 座 番 号 ・ 口 座 名 義	

(様式：26)

第 号
平成 年 月 日

融資機関名
代表者名 殿

財団法人 日本環境協会
理事長 印

京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金延滞金請求通知書

平成 年 月 日付けで____(交付対象事業者名)に対して、別紙のとおり、京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金延滞金請求書を提出いたしましたので、ここに京都議定書目標達成特別支援無利子融資利子補給金交付要綱第19(3)の規定に基づき通知いたします。